

やまぐち食の 安心・安全情報

第20号（平成28年9月）



【発行】 やまぐち食の安心・安全推進協議会
(事務局)山口県環境生活部生活衛生課
753-8501 山口市滝町1-1
TEL: 083-933-2974/FAX: 083-933-3079
E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

農薬について知ろう！

農薬って何？

農薬とは、「農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤及び植物成長調整剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」とされ、また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬とみなす、とされています。



安全性の確認

毒性試験、催奇形性・発ガン性・抗原性（アレルギー）試験などのほか、環境への影響について、動物、微生物等による毒性試験の実施をしており、一般的な食事で、ガンになるなどの心配はありません。

安全な量の基準

一生涯毎日食べ続けても安全な量：**1日摂取許容量ADI** よりも、**さらに少ない量**が基準となっています。

農薬の登録制度

農薬取締法に基づき、製造、輸入、販売、使用に至る全ての過程で厳しく規制されています。国に登録された農薬だけが製造、輸入及び販売できます。



家庭で安心して食べるためには



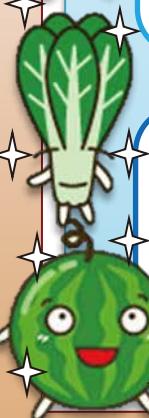
残留農薬検査を実施しています！

家庭では



県の取組

県では毎年「監視指導計画」を策定し、野菜、果物、輸入加工品の残留農薬検査を行っています。



事業者の自主的取組

JA グループ山口では、（一社）やまぐち食の安心・安全研究センターに委託して、農薬が残留していないか、出荷前に検査を行っています。



水洗いや調理で、農作物に残っている農薬を、減らすことができます。調理時にはよく洗いましょう！

